

## 南信州いいむす 21 審査の手引き

この手引きは、南信州いいむす 21（以下、「いいむす」という）の審査に際し、審査リーダー、審査員が参照するために作成した手引き（手引書）です。

### 1. はじめに

いいむすは、取組事業所の改善活動の手助けとなる仕組みとして活用してもらうためのものです。

いいむすでは、環境法令などを守る仕組みの構築を要求していますが、いいむすの登録が遵法を保証するものではありません。

### 2. 対象と範囲

いいむすは、原則として法人（株式会社、財団法人、社団法人、学校法人、特定非営利活動法人、公的法人などの法人格を有する組織）および個人事業主などを対象とします。

いいむすで取り組む範囲は、原則として審査で現場確認ができる（可能な）範囲を1つの取組事業所とし、敷地の離れた別工場などは、別の登録事業所としています。

### 3. 審査の進め方

いいむすの審査について飯田市役所、審査リーダー、および審査員は、以下（1）～（6）の通り審査を行ってください。審査の進め方は、2ページ目のフローシートの通りです。

#### （1）取組事業所からの審査申込の受付

取組事業所からの審査申し込みは南信州広域連合が受け付けます。

#### （2）審査員の選任

飯田市役所は、審査リーダー、審査員へ審査書類を送付し、審査実施を依頼します。

南信州広域連合、審査リーダー、および審査員との窓口は飯田市役所が担います。

#### （3）審査日程、審査場所の調整

審査リーダーは、メールなどで審査員、および取組事業所と連絡をとり、審査日程、審査場所などを決め関係者と調整します。

#### （4）審査の実施

審査リーダー、および審査員は、「南信州いいむす 21 取り組みマニュアル」、および「南信州いいむす 21 審査の手引き（本書）」をもとに審査を行います。 ⇒ <http://minami.nagano.jp/project/ems21/>

審査の時間は概ね1時間～2時間（移動時間は含めない）で行い、時間を超過する場合は関係者の同意を得てください。

審査を始める際、審査リーダーは取組事業所と日程や進め方を確認してください。

審査は、事前に取組事業所が自己評価した様式2「南信州いいむす 21 取り組み状況チェックリスト」に従って、記録、ヒアリング、現場確認などで確認します。

審査では取組事業所のレベルに合わせた指導や助言を行うことも可能です。

#### （5）審査で発見した不備について

審査の中で見つかった不備は、取組事業所に説明し、以下①、②のいずれかの処置を決めてください。

① 是正し、審査後に審査リーダー、審査員が確認する。(1か月を目途に是正する)

※確認は、メールなどを基本とするが現場にて確認しても良い。

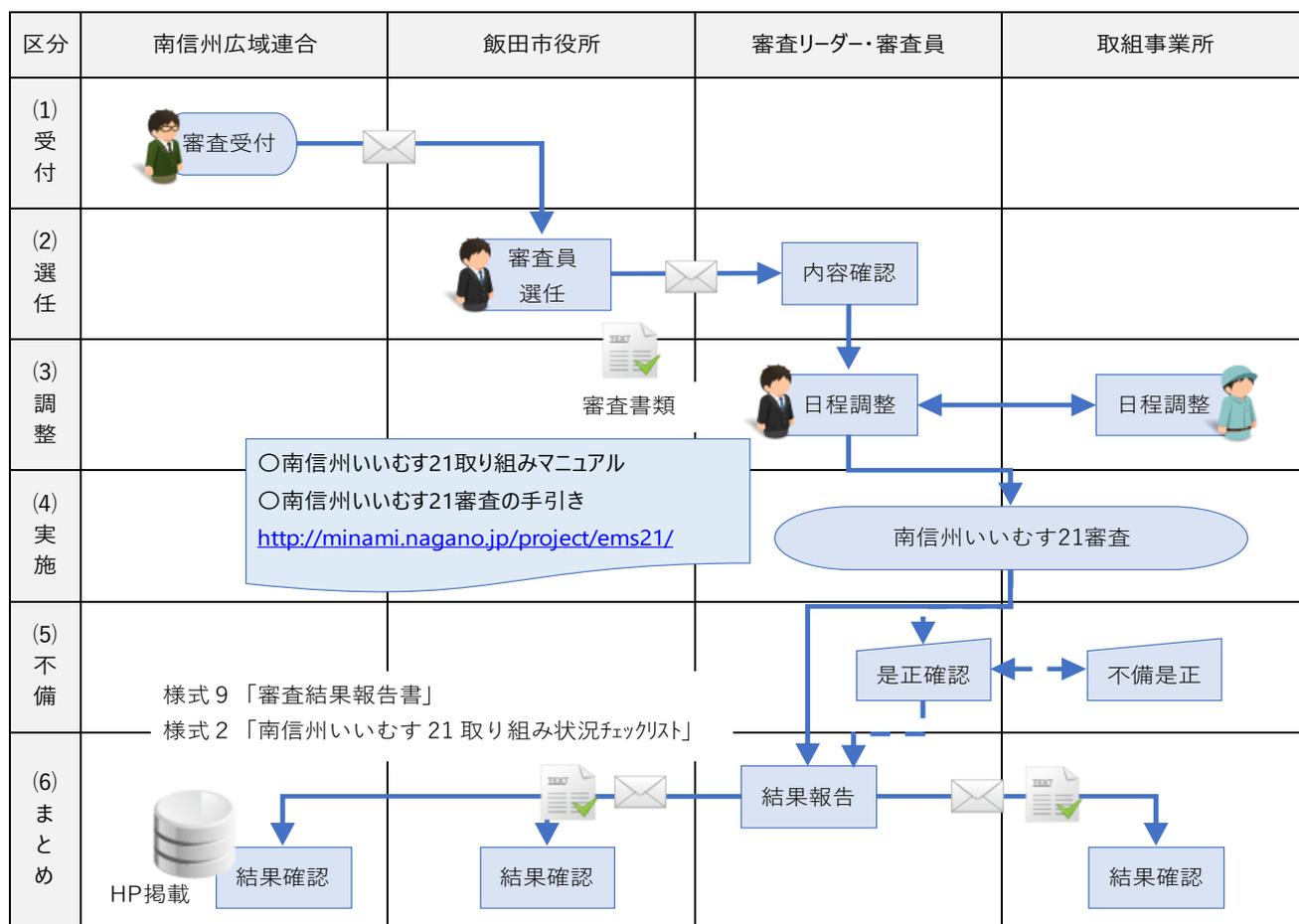
② チェックを外し減点とする。(加點評価項目の場合に限る)

審査の中で環境法規制などの違反が疑われる場合は、審査結果とは別に指摘し、取組事業所の責任において是正するよう依頼してください。

#### (6) 審査結果のまとめ

審査結果は、審査終了後1週間を目途に審査リーダー、審査員が様式9「審査結果報告書」にまとめ、審査リーダーが様式9「審査結果報告書」、様式2「南信州いいむす21 取り組み状況チェックリスト」を南信州広域連合、飯田市役所、および取組事業所へ報告してください。

フローシート 「南信州いいむす21 審査の進め方」



#### 4. 注意事項

審査リーダー、審査員は、「何を目指し」、「どんなテーマに取り組み」、「どんな取り組みが良いか」を取組事業所と一緒に考え、そのお手伝いをする立場です。審査では、取組事業所の意識や考え方、置かれている状況をよく聞き、理解するよう努め、過度な要求にならないよう、取組事業所に資する発言を心がけてください。

#### 5. 審査に関する意見、要望

審査に際して、取組事業所からいいむすや研究会に関する意見、要望、コメントがあった場合は、審査リーダーが受け付け、飯田市役所へ報告してください。

#### 6. 機密、情報漏えいの防止

審査に関する書類、審査中に見たもの、聞いたこと、メモなどは、審査以外では使用せず、廃棄する際は情報漏えい防止を確実にしてください。